

福島市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市規則第 26 号

福島市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の給与の支給に関する規則（昭和38年規則第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。</p> <p><u>(1) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、<u>兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</u></p> <p><u>(2) 年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条の2 条例第11条の2第1項第1号の規則で定める職員は、次に掲げる職</p> | <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。</p> <p><u>(1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者</u></p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条の2 条例第11条の2第1項第1号の規則で定める職員は、次に掲げる職</p> |

員とする。

(1) (略)

(2) 職員の扶養親族たる者（条例第10条第2項に規定する扶養親族で前条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

別表第1（第6条関係）

| 免許又は資格 |
|--|
| 看護師 准看護師 保健師 救急救命士 建築士 測量士 電気事業主任技術者 保育士 栄養士 計量士 司書 獣医師 薬剤師 理学療法士 <u>歯科衛生士</u> 幼稚園教諭（福島市立認定こども園条例（平成30年条例第106号）第1条に規定する認定こども園に勤務する幼稚園教諭に限る。） |

別表第2（第7条関係）

1 行政職給料表適用者特別調整手当額表

| 特別調整手当を受ける職員の職 | 特別調整手当の月額 |
|---|-----------|
| 部長 デジタル政策監 危機管理監 福祉事務所長 議会事務局長 教育部長 消防長 参与 | 96,000円 |

員とする。

(1) (略)

(2) 職員の扶養親族たる者（条例第10条第2項に規定する扶養親族で前条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

別表第1（第6条関係）

| 免許又は資格 |
|---|
| 看護師 准看護師 保健師 救急救命士 建築士 測量士 電気事業主任技術者 保育士 栄養士 計量士 司書 獣医師 薬剤師 理学療法士 <u>幼稚園教諭</u> （福島市立認定こども園条例（平成30年条例第106号）第1条に規定する認定こども園に勤務する幼稚園教諭に限る。） |

別表第2（第7条関係）

1 行政職給料表適用者特別調整手当額表

| 特別調整手当を受ける職員の職 | 特別調整手当の月額 |
|---|-----------|
| 部長 デジタル政策監 危機管理監 福祉事務所長 議会事務局長 教育部長 消防長 参与 <u>医療政策監</u> | 96,000円 |

| | | | |
|---|---------|--|---------|
| <p>部次長 <u>未来戦略推進室長</u> デジタル改革室長 財産マネジメント推進室長 観光交流推進室長 危機管理室長 文化スポーツ振興室長 環境施設マネジメント室長 保健所副所長 会計管理者 清水、東部、北信、西、信陵、飯坂、 松川、信夫及び吾妻支所長 議会事務局次長 教育部次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 消防本部次長 総務監 消防調整監</p> | 81,500円 | <p><u>保健所長</u> 部次長 デジタル改革室長 財産マネジメント推進室長 観光交流推進室長 危機管理室長 <u>副危機管理監</u> 文化スポーツ振興室長 環境施設マネジメント室長 <u>福祉事務所次長</u> 保健所副所長 <u>上下水道局次長</u> 会計管理者 清水、東部、北信、西、信陵、飯坂、 松川、信夫及び吾妻支所長 議会事務局次長 教育部次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 消防本部次長 総務監 消防調整監</p> | 81,500円 |
| (略) | | (略) | |
| <p>課長 あぶくまクリーンセンター所長 あらかわクリーンセンター所長 前掲以外の支所長 中央学習センター館長 図書館長 消防署長 消防署分署長</p> | 68,100円 | <p>課長 <u>男女共同参画センター所長</u> 前掲以外の室次長 <u>総括検査員</u> あぶくまクリーンセンター所長 あらかわクリーンセンター所長</p> | 68,100円 |

| | | | |
|---------------------|-----------|--|-----------|
| (略) | | 前掲以外の支所長 中央学習センター館長 図書館長 消防署長 消防署分署長 | |
| | | (略) | |
| 2 医療職給料表適用者特別調整手当額表 | | 2 医療職給料表適用者特別調整手当額表 | |
| 特別調整手当を受ける職員の職 | 特別調整手当の月額 | 特別調整手当を受ける職員の職 | 特別調整手当の月額 |
| 医療政策監 | 110,000円 | 保健所長 | 110,000円 |
| 保健所長 | 100,000円 | 保健所副所長 | 95,000円 |
| 保健所副所長 | 85,000円 | (略) | |
| (略) | | | |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。